

迷惑行為により 診療をお断りすることがあります

患者さん、職員の安全を守り、診療を円滑に行うために病院内において下記の迷惑行為を禁止致します。

迷惑行為があった場合、診察を含む病院としての対応および病院内への立ち入りをお断りすることがあります。

また、必要に応じて警察への通報や顧問弁護士による対応をさせていただきます。

《 13の迷惑行為 》

- 1、暴言・暴力及び威圧的、脅迫的な言動・行為
- 2、嫌悪の念を抱かせる言動及び行為
- 3、飲酒、喫煙
- 4、危険物、酒類の持ち込み
- 5、病院建物、備品及び物品の破損
- 6、政治活動、宗教の勧誘、物品やサービス宣伝・販売すること
- 7、無許可の撮影・録音・録画
- 8、職員の指示・病院のルールに従わない行為
- 9、過剰な要求・不当な要求
- 10、診療への非協力的行為
- 11、当院の業務の遂行に支障を生じさせる行為
- 12、故意の診療費不払い
- 13、社会通念上において不適切と判断される行為

2024.4 作成
筑後市立病院 病院長